

様式第4号(第4条関係)

入 札 結 果 表
(総合評価落札方式)

番 号	354	年 度	令和 8年度	担 当 課	建設課
事 業 名	令和8年度 道路メンテナンス事業				
工 事 名	伊沢谷橋補修工事(第2工区)				
工 事 箇 所	阿波市阿波町綱懸				
工 期	令和 8年 8月 5日 から 令和 9年 3月31日 まで			開 札 日 時	令和 8年 7月22日 午前10時00分
契 約 日	落札決定の日から 7 日以内			開 札 場 所	阿波市役所 2階入札室

落 札 者 名				
吉田組(株)				
落札額	予定価格	調査基準価格	失格基準価格	ランダム係数
68, 500, 000円	74, 570, 000円	66, 784, 000円	65, 797, 000円	1. 0005
落札者決定理由	当該業者が最も高い評価値であったため。			
評価値算出式	評価値 = (標準点+加算点) ÷ 入札価格(単位:百万円) 標準点 = 100点、加算点 = (得点合計 ÷ 配点合計) × 10点			

入 札 参 加 者 名	順位	得 点 ()内は配点								標準点 + 加算点	入札価格	評 価 値	結 果
		施工 実績	工事 成績	工事 成績	配置 予定 技術者	配置 予定 技術者	地域 精通 度等		合計				
		施工 実績 (5.0)	工事 成績 (20.0)	表彰 (2.0)	保有 資格 (5.0)	施工 経験 (5.0)	地域 精通 度 (3.0)		(40.0)				
吉田組(株)	1	5.0	12.5	2.0	5.0	0.0	3.0		27.5	106.9	68, 500, 000円	1.5605	落札
(有)玉井開発	2	5.0	10.0	0.0	5.0	5.0	3.0		28.0	107.0	73, 000, 000円	1.4657	
井下建工(株)													辞退
(有)乃一建設													辞退
(株)大木建設													辞退
佐々木建設(株)													辞退
(株)山興建設													辞退
(株)西條組													辞退
松本建設(株)													辞退

上記金額に100分の10に相当する額を加算した金額が、地方自治法上の申込みに係る価格である。

様式第4号(第4条関係)

入 札 結 果 表

(総合評価落札方式)

番 号	358	年 度	令和 8年度	担 当 課	水道課
事 業 名	令和8年度 市単独事業				
工 事 名	山麓東西2号支線配水管布設工事 大俣原淵地区				
工事箇所	阿波市市場町大俣				
工 期	令和 8年 8月 5日 から 令和 9年 1月 4日 まで			開 札 日 時	令和 8年 7月22日 午前10時10分
契 約 日	落札決定の日から 7 日以内			開 札 場 所	阿波市役所 2階入札室

落札者名				
(有)吉岡設備				
落札額	予定価格	調査基準価格	失格基準価格	ランダム係数
33,671,000円	36,920,000円	33,517,000円	33,193,000円	1.0020
落札者決定理由		当該業者が最も高い評価値であったため。		
評価値算出式		評価値 ＝ (標準点＋加算点) ÷ 入札価格(単位:百万円) 標準点 ＝ 100点、加算点 ＝ (得点合計 ÷ 配点合計) × 10点		

[illegible]

上記金額に100分の10に相当する額を加算した金額が、地方自治法上の申込みに係る価格である。

様式第4号(第4条関係)

入 札 結 果 表

(総合評価落札方式)

番 号	359	年 度	令和 8年度	担 当 課	水道課
事 業 名	令和8年度 市単独事業				
工 事 名	阿讃山麓支線配水管布設工事 桜ノ岡地区第1工区				
工事箇所	阿波市阿波町桜ノ岡				
工 期	令和 8年 8月 5日 から 令和 8年12月10日 まで			開 札 日 時	令和 8年 7月22日 午前10時15分
契 約 日	落札決定の日から 7 日以内			開 札 場 所	阿波市役所 2階入札室

落札者名				
(有)吉岡設備				
落札額	予定価格	調査基準価格	失格基準価格	ランダム係数
23,087,000円	25,230,000円	22,890,000円	22,642,000円	1.0055
落札者決定理由		当該業者が最も高い評価値であったため。		
評価値算出式		評価値 ＝ (標準点＋加算点) ÷ 入札価格(単位:百万円) 標準点 ＝ 100点、加算点 ＝ (得点合計 ÷ 配点合計) × 10点		

[illegible]

上記金額に100分の10に相当する額を加算した金額が、地方自治法上の申込みに係る価格である。